

監査の概要

送付日	平成30年 3月16日	整理番号	2883-2902
1 監査種別	定期監査（平成29年度）		
2 監査の対象期間	平成29年 4月 1日～平成29年 9月30日		
3 監査の実施期間	平成29年10月30日～平成30年 2月13日		
4 監査結果報告日	平成30年 3月16日		
5 改善通知受理日	平成30年 8月31日		
6 監査対象団体・部局	健康福祉部（30年度は福祉部）		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 災害援護資金貸付金返還金について [所管：福祉政策課]

A 改善要望事項

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災における災害援護資金貸付金については、貸付額が 15 億 7,330 万円（元金）に対し、29 年 9 月末現在で 1 億 7,638 万円（元利合計）・126 件が未償還となっている。

市から兵庫県への貸付原資の償還期限は 4 回延長され、7 年度貸付分（第 2 回）で 32 年度末となっている。課では延長された期限内で市への返済が完了するよう滞納者に対し納付交渉等を行っているが、全額の回収は厳しい状況となっている。

現在、償還免除要件の拡大や連帯保証人に係る債権放棄等に関して、内閣府と兵庫県が協議を継続しているため、国・県の動向を注視するとともに、徴収困難案件に対しては庁内の他部署の取り組み事例を参考にすほか、弁護士への委託を検討するなど、引き続き債権回収について努力されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

現在、償還免除要件の拡大や連帯保証人に係る債権放棄等に関して、内閣府と兵庫県が協議を継続しているため、国・県の動向を注視しながら日々債権回収に努めているところです。

徴収困難案件については、私債権のため調査権を行使し差し押さえをすることは不可能ですが、法務局への資産調査の検討や弁護士相談も活用しながら出来るだけ多くの債権が回収できるよう努めているところです。

2 民生委員・児童委員の欠員解消に向けた取り組みについて

〔所管：福祉政策課〕

A 改善要望事項

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。任期は 3 年（再任可）で、平成 28 年度に一斉改選が行われている。

民生委員・児童委員は、それぞれが担当する区域において住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政等による適切な支援やサービスへのつなぎ役等として重要な役割を果たしており、市町村ごとに設置される民生委員推薦会による選考等、公正な手続きを経て推薦、委嘱がなされている。

29 年 9 月末現在における民生委員・児童委員は、定数 241 人に対し現数が 219 人となっており、22 人の欠員が生じている（充足率 90.9%）。これに対応するため、課では欠員地区の自治会長と面談し、地域の実情を把握するとともに、推薦の協力依頼を行うなど欠員解消に向けた取り組みを行っているが、自治会加入率の低下、個人情報やプライバシーの関係で地域との関係性が希薄になってきている状況、さらに福祉課題が増加する中で責任ある立場を敬遠される傾向もあって、100%の充足率とはなっていない。

今後においては、これまでの取り組みに加えて、人材確保の手段として、市職員に対して積極的に当該制度に係る啓発をするとともに、退職した市職員に対して担い手となるような働きかけを強化するなど充足率の上昇について努力されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

各单位民児協会長や自治会等への働きかけを行っているが、欠員が解消された地区がある一方で、体調不良等から退任を余儀なくされる民生委員もあり、欠員充足は一進一退の状態が続いています。

平成 31 年度には次期改選を控えており、市内在住の退職を控えた市職員に対して担い手となるような働きかけを強化するなど手立てを講じ、充足率の上昇に努めていきます。

3 前回（平成 24 年度）定期監査での指摘事項について [所管：福祉政策課]

A 改善要望事項

下記の(1) (2)について、前回（平成 24 年度）の定期監査で同様の指摘をしたが、下記の通り措置又は改善がされていないものが見受けられた。指摘された事項については課の重要課題と認識し、改善されるよう努力されたい。

(1) 業務委託契約における随意契約理由について

下記の業務委託契約に係る決裁文書において、随意契約理由及び適用条項の記載がなかった。随意契約による場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のいずれに該当するかを明確にしたうえで、具体的な経緯や理由を整理されたい。

- ・ ふれあいプラザ消防設備保守点検業務委託
- ・ ふれあいプラザ受水槽・高架水槽清掃業務委託
- ・ ふれあいプラザ一般廃棄物処理業務委託

(2) 災害援護資金貸付金返還金口座振替の収納委託について

災害援護資金貸付金返還金の口座振替に関して、私人への収納委託の告示等（地方自治法施行令第 158 条第 2 項）がなされていなかった。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

(1) 業務委託契約における随意契約理由について

平成 30 年度の業務委託契約に係る決裁文書においては、随意契約理由及び適用条項（少額随意契約）を記載しました。

今後も地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に留意し、随意契約理由及び適用条項を記載していきます。

(2) 災害援護資金貸付金返還金口座振替の収納委託について

私人への収納委託について告示を行い、かつ、ホームページにおいて公表しました。

4 委員報酬における金額の根拠について

〔所管：福祉政策課〕

A 改善要望事項

下記の委員報酬について、金額の根拠規定や決裁文書がない事例が見受けられた。この状況では、これらの金額が何を根拠に、どのように意思決定をされたのか検証することができず、説明責任及び透明性の確保のためにも、根拠の裏付けとなる書類を作成し、金額の妥当性等の検証を行い、決裁文書等により根拠を明確にされたい。

- ・市民生委員推せん会委員報酬
- ・市社会福祉審議会委員報酬

B 改善措置状況（報告者記入欄）

市民生委員推せん会及び市社会福祉審議会の委員構成、会議時間及び職務内容は、国民健康保険運営協議会と同等であり、委員の報酬について同等とすることは妥当であると考えます。

よって、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第2条別表「国民健康保険運営協議会会長及び同委員」の報酬の額に準ずることとし、その旨平成30年4月1日付で、委員報酬にかかる決裁を作成しました。

5 予算の算定等について

[所管：障害福祉課]

A 改善要望事項

(1) 予算額の算定について

平成 27・28 年度の予算執行状況を見ると、両年度とも、扶助費の給付金で 1 億円前後の増額補正をするなど、年度途中で多額の補正予算や予算流用をされていた。

障害福祉サービスの実施等に伴う給付金や障害者地域生活支援事業の実施に伴う委託料等の支出が多額であり、サービス利用者の増減により支出金額が変動するなどの不確定要素が多く、年度途中で予算額を変更する必要があることは理解できるが、両年度とも、同じような内容で補正予算等が計上されていることから、予算の組み立て方について検討を求めるものである。今後は、当初予算と決算との乖離原因の分析や正確な事業計画をもとに、予算の組み立て方の改善を図り、できるだけ精度の高い予算の算定に努められたい。

また、予算流用の中には、当初予算に計上されていない指定管理施設の改修工事費 (135 万円) への流用も見受けられた。

当該流用は財政課と協議のうえで行われたものであるが、予算流用は、緊急対応等により、補正予算に計上することが時間的に困難な場合など、予算執行上、やむを得ない場合に限り認められるものであり、予算流用を必要最小限にとどめておくよう、必要性や緊急性を十分に検討することが望まれる。

(2) 指定管理料の算定について

市の社会福祉施設については、社会福祉法人川西市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理及び業務が実施されている。

課では、同施設のうち、小戸作業所、川西作業所、ひまわり荘及び川西さくら園の指定管理料を執行している。

指定管理料の支払い方法は、年度協定により各施設ごとに指定管理料を算定し、年 6 回に分けて支払うこととされている。また、1 月に決算見込額をもとに指定管理料を変更・戻入し、さらに、年度終了時に決算額をもとに精算・戻入を行っている。特に川西さくら園で 2,666 万円の減額となるなど、いずれの施設も当初の年度協定額から多額の減額となり、精算時等に戻入が発生している。

指定管理料の算定については、サービスの提供実績や人件費の増減等により、年度途中での変動が大きくなるという事情はあるが、予算を有効に活用するためにも、より精度の高い収支見込みを行い、多額の戻入が生じないような算定方法を検討されたい。

B 改善措置状況 (報告者記入欄)

(1) 予算額の算定について

扶助費の給付金は、障害者総合支援法や児童福祉法に基づき実施している 27 の給付事業で構成されており、障がい者が各種のサービスを利用した場合に、その利用実績に応じて支出する必要があるものです。予算額の算定に当たっては、事業ごとの個別的な要素も踏まえて当該年度の給付額を見込んでいますが、更生医療や重度訪問介護のように受給者数は少数ながら一人当たりの給付額が数百万円に上るものや、短期入所や就労継続支援 (A 型) のように事業所の新設によりサービスの供給量が増加しているもの、障害児通所支援のように全国的に受給者数が急増しているものなど、様々な要因により生じた差異が積みあがることで、全体として多額の補正に繋がっている面があります。

こうした差異を推計の精度を上げることで解消しようとするには一定の限界があると考えことから、平成 30 年度予算では、一部に近似曲線を用いた回帰分析の手法 (月ごとの給付費の実績値について、実績値のデータ点群との距離が最小になるような曲線 (= 近似曲線) を得ることにより、将来の給付費額 (= 予算額) を求めようとするもの) を用いて予算額を算定するよう改めており、今後、新たな算定方法の検証等を通じて、より精度の高い予算となるよう努めていきます。

一方、当初予算に計上されていない改修工事費等への流用については、事業の継続に重大な支障を来すことが予想されるなど真にやむを得ない事情がある場合を除き、行わないようにします。

(2) 指定管理料の算定について

予算の算定に当たっては、収入は抑制的に、支出は予備的な要素も含めて見積もることが通例であることから、決算見込み時及び精算時に一定の減額（戻入）が生じることはやむを得ないと考えるものの、指摘のとおり、減額が当初予算額の 3 割を超える施設もあるなど恒常的に多額の減額が生じている現状にあります。

多額の減額が生じる要因の一つとして、法令上、事業ごとに会計を区分することが求められているところ、収入や支出に急激な変動があった場合でも、それぞれの会計区分の中で必要な資金需要に応じられるよう予算が算定されていることが挙げられますが、例えば、このような一時的かつ臨時的な資金需要については、法人内で資金を融通する仕組みづくりを検討するなど、より精度の高い収支見込みや効率的な資金運用の方法などについて、指定管理者とともに研究を行い、補正や戻入を最小限にとどめることができるよう努めていきます。

6 事業者への実地指導・監査について

[所管：障害福祉課]

A 改善要望事項

(1) 指定管理施設への実地指導等について

市が指定管理により運営している施設において、平成 27 年度の兵庫県の実地監査により、作成が義務付けられている各利用者ごとの個別支援計画が作成されていないなど、国が定める運営基準に反する不適切な状況が確認されている。

これら不適切な運営や管理の要因は、事業者が法令基準を理解せず、適切な業務管理が行われていなかったことによるものであるが、結果的にサービスの質の低下を招き、サービスを利用する障害者等が不利益を被ることになると思われる。

これらの状況を受け、市は指定管理施設への実地指導を行い、改善状況の確認等を行っているが、指定管理者の法令違反は、施設の設置者である市への信頼を失う恐れもあるため、今後とも、積極的に指定管理協定に基づく業務実施状況の確認（モニタリング）や実地指導を行い、再発防止に努められたい。

(2) 委託事業者への実地指導等について

平成 28 年度に、移動支援事業を実施している事業者において、サービスの提供実績を伴わない委託料を請求していたことが発覚している。

過誤請求の原因は、サービス提供責任者等が従業員の勤怠管理やサービス提供の状況を把握できていないなど、本来行うべき管理業務が行われないことによるものであり、過誤請求分の委託料（52,268 円）については、事業者から返還を受けている。

市では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づき、定期的に障害福祉サービス事業所等へ実地指導を行っているものの、事業所数の増加や実施体制が十分でないなどの理由により、年数件にとどまっている状況である。実地指導を通じた適正な事業運営やサービスの質を確保するためにも、指導結果を他の事業所でも共有するなど、関係機関と連携し、より積極的かつ効果的な指導等を検討されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

(1) 指定管理施設への実地指導等について

指定管理施設については、平成 27 年度に実施した県・市合同監査の結果を受け、28 年度以降、毎年度、市単独で実地指導を行っています。今後も同様の実地指導を継続することにより、再発防止にとどまらず、より質の高いサービス提供に繋げていきたいと考えています。

(2) 委託事業者への実地指導等について

現在の体制では、実地指導の実施事業所数を大幅に増やすことは困難ですが、引き続き必要な体制整備等について検討するとともに、実地指導に従事する職員の資質向上に努めていきます。

また、全体として事業運営の適正化やサービスの質の向上等が図られるよう、多くの事業所に共通する指摘事項や事業運営に当たって特に留意すべき事項等を整理、集約し、ホームページで公表するなど、事業者に向けた情報提供を充実させることとしました。

7 障害者団体等への業務委託について

〔所管：障害福祉課〕

A 改善要望事項

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、市では、「川西市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）を策定し、障害者就労施設等から物品や役務の調達（以下「優先調達」という。）を行っている。

調達方針では、全庁的な取り組みとして、各所管が積極的に優先調達を行っていくことが求められており、障害福祉課は障害者就労施設等が提供できる物品や役務について情報提供するなど、市全体として、優先調達に取り組みやすい環境づくりに努める必要がある。

しかし、川西市都市公園・ドラゴンランド環境整備業務及び川西市公用車両の洗車業務について、当課が優先調達、契約事務等を行っている事例が見受けられた。これらの業務は、本来、それぞれ公園や公用車両を管理している所管課で予算化し、事務を行うべきであり、今後、当該所管課への事務の移管を進められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

これらの事業については、平成 31 年度以降の移管に向け、各事業所管課と個別に協議を進めています。また、障害者就労施設等からの調達をさらに推進するため、引き続き、庁内各所管に対する調達方針の周知や、市内施設等で提供できる物品や役務に関する情報の集約、公表に努めていきます。

8 委員報酬における金額の根拠について

〔所管：障害福祉課〕

A 改善要望事項

委員報酬の根拠を確認したところ、「障害者施策推進協議会委員報酬」は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表における専門委員の報酬額に、「障害程度区分認定審査会委員報酬」は介護認定審査会委員の報酬額に準じているとの説明を受けた。しかし、報酬額の根拠となる規定がなく、また、意思決定をした決裁文書も廃棄されているとの理由で確認することができなかった。この状況では、これらの報酬額が何を根拠に、どのように意思決定をされたのか検証することができず、説明責任及び透明性を確保するためにも、根拠の裏付けとなる書類については、保存年限に留意されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

報酬額の算定根拠について、「障害者施策推進協議会委員報酬」は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表における専門委員の報酬額に、「障害程度区分認定審査会委員報酬」は介護認定審査会委員の報酬額に準じていますが、意思決定の根拠となる決裁文書が保存されていない状況にあることから、再度、意思決定手続きを行い、当該文書を永年保存することとしました。

9 生活保護費に係る現金の取扱いについて

〔所管：生活支援室〕

A 改善要望事項

生活保護費を窓口（現金）支給する際に、個別の領収書を徴しておらず、システムから出力される帳票である「生活保護費支給内訳書」を領収書として使用している。支給内訳書には他の受給者の情報が記載されているため、受給者本人が直接受領印を押印せず、職員が窓口で印鑑を預かり代理で押印をしている。窓口では職員が必ず複数で対応しているが、受給者はどのような書類に押印されているかを知ることができず、記載されている受給額について直接確認をしていないため、適正な領収書の作成に努められたい。

また、「川西市生活保護費現金取扱い要領」には、現金の保管方法として「金庫内の金銭等の保管額は経理担当者が毎日把握し、生活保護費管理台帳作成のうえ日毎に副主幹へ報告し、月単位で室長が点検・確認を行う。」と定められているが、実際には、日毎に現金と台帳との照合を行っているものの管理台帳は作成されておらず、月単位の報告のみが実施されていた。

他にも「保護費支給日から1箇月以内に受領されない保護費について、1箇月単位で一旦、戻入により精算処理を行う。」と定められているが、実際には、10日ほど遅れて精算されている事例があった。現金の出納・保管等については、事故防止の観点から、同要領を遵守した適正な現金の管理を徹底されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

平成30年6月1日以降の窓口支給分から受給者本人が直接受領印を押印し、個別に領収書を徴することとしました。

30年8月1日付で「川西市生活保護費現金取扱い要領」を見直し、生活保護費管理台帳は、経理担当者が1週間毎に作成し、金庫内の金銭等を把握することとしました。

また、窓口支給分の精算については、1箇月単位で実施するよう所属長が確認、徹底を図っていきます。

10 生活保護費返還金について

〔所管：生活支援室〕

A 改善要望事項

生活保護費返還金には、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護費を受給した場合の生活保護法第 63 条による返還金と、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合の第 78 条による徴収金があり、いずれもすでに支給された生活保護費の返還を求めることになる。

生活保護費返還金の収入未済額は、平成 28 年度末に 1 億 1,569 万円となり、過去から増加を続けている。保護受給世帯の増加傾向が続いていることが一因ではあるが、被保護世帯において虚偽の申告等により不正受給が判明した場合、その多くが生活困窮世帯であり、一度支給した生活保護費を回収することは容易でないと推測される。しかし、生活保護費の不正受給は制度に対する信頼を損ないかねないため、滞納世帯の状況把握に努め、より確実な返還金の収納対策に取り組まれない。不正受給については発生させないための対策も不可欠であり、保護受給者への定期的な啓発や制度の周知を行うほか、特に新規の申請世帯に対しては、受給開始時点での訪問等による生活実態の把握に一層努められたい。

また、返還金に係る督促手数料及び延滞金を徴していないが、「川西市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する条例」との整合性を図り、適正な事務手続きを行われたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

生活保護法第 63 条の返還金及び第 78 条の徴収金につきましては、現年度及び過年度分を整理し事務処理を行っています。

まず、現年度分については、戻入手続きにより処理を行い、納期内返還を行わない受給者に対し、早期回収を図るため督促状を発送しています。このため、現年度分につきましては、当該年度中に戻入処理を完了させるために督促状を発送していることから、債権回収上の督促手数料は徴収していません。

過年度分については、第 63 条及び第 78 条のいずれも公債権であり、本来、川西市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する条例の規定通り督促手数料を徴収しなければなりません。私債権と同様の保全手続きに従って徴収することから、督促については、私債権の「督促」の根拠法令である地方自治法施行令第 171 条を適用し、同条例の適用外であると捉え、督促手数料の徴収を行っていないものです。

また、平成 25 年の生活保護法改正（25 年法律第 104 号）において、26 年 7 月 1 日以降に支弁した生活保護費に係る第 78 条徴収金については強制徴収公債権とされ、返還金及び徴収金について、「非強制徴収公債権」と「強制徴収公債権」が混在していることもあり、上記の処理を行っています。督促手数料徴収等、これらの問題は全庁的な問題と考えていますので関連部署と調整しながら整理したいと考えています。

今後の返還金及び徴収金の回収については、今年度中に経理担当者が個別個票を作成し、滞納世帯毎に状況を把握し管理を行い収納に取り組んでいきます。

不正受給対策として保護開始時には必ず家庭内面接を実施し収入報告義務等、保護制度説明を丁寧に行うことを徹底し（ケース記録に制度説明した旨記載する）、他の制度利用者に対しては定期的な訪問や関係機関（民生委員等）との連携により生活実態の把握に努め、返還金及び徴収金の発生を未然に防ぐよう取り組んでいきます。

1 1 生活困窮者に対するその他扶助費の支出について

〔所管：生活支援室〕

A 改善要望事項

特に生活に困窮した者（ホームレス）が来庁し、応急的な措置が必要な場合、その他扶助費から公共交通機関の交通費等にあてる 500 円を支給している。この応急扶助費の支給について、支給額の基準や支給の条件等を定めた規程が存在しない。過去には交通費 500 円に食費相当分を加算して、900 円を支給した例も見受けられた。

1,000 円以上は支給しないという方針で運用が行われているが、支給の根拠を明確にすべきであり、一貫した基準に照らして支給が行われるよう要綱等を策定されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

現在、生活に困窮したもの（ホームレス）への応急的な支援については、生活保護法による対応を実施しており、阪神間（伊丹市・宝塚市）においても交通費等の応急的支援は廃止されていることから、本市においても平成 31 年度から廃止する予定としています。

支給実績

平成 28 年度	2 件	1,500 円
平成 29 年度	1 件	500 円
平成 30 年度	0 件	0 円

1 2 老人福祉施設入所負担金の収納取組状況等について

〔所管：長寿・介護保険課〕

A 改善要望事項

老人福祉施設入所負担金（以下「負担金」という。）は、在宅生活が困難であると認められる高齢者を、養護老人ホーム等への入所措置を行うことに伴う自己負担金であり、入所者の収入等や主たる扶養義務者の課税状況等に応じ、負担額が決定される。

負担金は、非強制徴収公債権で、督促した後、納付交渉等を経て、相当期間が経過しても納付されないときは、法的措置を行うことになる。

平成 29 年 9 月末時点における滞納額合計は 1,340 万円で、その約 7 割を占める最も高額な滞納者について収納取組状況を確認したところ、入所者死亡により債務を承継することになった扶養義務者宅を訪問し、納付依頼の文書を配布しているものの、27 年度以降納付されておらず、収納対策が十分とは言えない状況が見受けられた。

公平性の観点からも、滞納者に対し収納対策の強化を図り、それでもなお納付されない場合は、徴収業務の弁護士委託など、抜本的な収納対策について検討されたい。

また、負担金は、地方自治法第 231 条の 3 第 2 項の規定に基づく歳入であり、「川西市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する条例」が適用されるが、同条例に規定する督促手数料及び延滞金を徴収していないため、規定との整合性を図るよう、適正な事務手続きを行われたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

滞納者の内、1,364,850 円の滞納者に対し、後見人と交渉した結果、分納誓約を結びました。

しかし、9,842,256 円の滞納者については、扶養義務者宅を訪問しましたが、生活が苦しく支払いが難しいとのことで、未だ納入には至っていません。

収納対策の強化について、養護老人ホームの入所対象者が虐待等の課題を抱えている状態であるため、一律に法的な措置をとるのではなく、支払い能力を有しながら、滞納する入所者に対しては、弁護士相談も活用しながら、出来得る限り徴収できるように検討したいと考えています。

督促手数料及び延滞金につきましては、老人福祉法による費用の徴収に関する規則第 7 条徴収金の減免に該当しない者について、徴収の検討をしていきたいと考えています。

1 3 高齢者住宅整備資金貸付金返還金の収納取組状況等について [所管：長寿・介護保険課]

A 改善要望事項

高齢者住宅整備資金貸付金（以下「返還金」という。）は、60 歳以上の高齢者と同居している親族に対し、高齢者の居住環境を改善するため、増改築を行う資金を貸し付けているものである。

返還金は私債権に区分されており、地方自治法施行令第 171 条に規定する督促を行った後に、納付交渉等を経て、相当期間が経過しても納付されないときは、法的措置を行うことになる。

平成 29 年 9 月末時点において、返還金の滞納額は 90 万円（1 件）となっている。

市高齢者住宅整備資金貸付条例（以下「条例」という。）第 8 条で、「借受人が（中略）貸付金の償還又は利子の支払いが著しく困難になったと認められるときは、（中略）償還又は利子の支払いについての条件を変更することができる。」と規定されており、この規定に基づき 11 年度末に分割支払契約を締結している。

返還金の収納取組状況を確認したところ、借受人である親族への納付書の送付及び電話での納付依頼を行っているが、28 年 2 月を最後に納付されておらず、収納対策が十分とは言えない状況が見受けられた。収納の見込みがない場合は、連帯保証人への納付折衝、徴収業務の弁護士委託など、抜本的な収納対策の強化について検討されたい。

また、貸付の申請資格及び連帯保証人については条例に定められているが、いずれも所得等の条件が設けられていない。滞納額を発生させないためにも、申請時に返済見込みの審査を行うなど、貸付条件の整備の検討を行われたい。

さらに、条例第 5 条第 3 項により、「借受人が償還を遅延したときは、（中略）延滞利息を支払わなければならない。（以下省略）」と規定があるものの、分割支払契約書は、延滞利息を徴収しない内容となっているため、今後は、規定との整合性を図るよう、適正な事務手続きに留意されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

現滞納者については、事務移管後の担当課の納付折衝の結果、現在は毎月 1 万円を納入中です。

貸付を希望する者は、ここ数年見られませんが、このような滞納が出ないよう、貸付を行う際は返済見込みの審査を強化していきます。

遅延損害金については、今後の対応について、規定と整合するよう、徴収を検討していきます。

1 4 指定管理料の算定等について

〔所管：長寿・介護保険課〕

A 改善要望事項

市の社会福祉施設については、社会福祉法人川西市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理及び業務が実施されている。

課では、同施設のうち 6 施設（養護老人ホーム満寿荘、緑台デイサービスセンター、久代デイサービスセンター、一の鳥居老人福祉センター、緑台老人福祉センター、久代老人福祉センター）の指定管理料を執行している。

指定管理料の支払い方法は、年度協定による各施設ごとの指定管理料を算定し、年 6 回に分けて指定管理料を支払うこととされている。平成 28 年度の状況をみると、29 年 1 月の決算見込額をもとに最終の支払いである 6 回目（29 年 2 月）の指定管理料を変更し、年度終了時に決算額をもとに精算・戻入を行っている。

決算見込時において、久代デイサービスセンターでは、介護保険収入の減等により 536 万円の追給をしたものの、精算時には 97 万円の戻入となっている。また、養護老人ホーム満寿荘の精算時には、修繕費の減や障害者加算による収入増等により、4 回目支払額の一部と、5 回目、6 回目の全額との合計額 652 万円が戻入されており、緑台老人福祉センターの精算時には、水道光熱水費の見込み誤り及び非常勤職員給与等の減により、5 回目支払額の一部と 6 回目の全額との合計額 239 万円が戻入されている。

指定管理料の算定については、サービスの提供実績、措置費収入の確定時期、及び人件費の増減等により、年度途中での変動が大きくなるという事情はあるが、予算を有効に活用するためにも、特に決算見込時における 6 回目の支払いの必要性について精査を行い、精度の高い収支見込を行うことで、多額の戻入が生じないような算定方法を検討されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

社会福祉法人川西市社会福祉協議会に係る指定管理料については、毎年、決算見込額の精度を高めるよう指導していますが、利用者数等の変動を正確に把握することが難しく、精算時に多額の戻入が生じているところです。

一方で、水道光熱水費の見込み誤り等は内部のチェック体制の強化を行うことで、修繕費等に関しては、軽微な修理等であれば法人予算内で融通し、大規模改修については計画的に実施する等、指定管理者とともに研究を行うことで、より精度の高い収支見込を行い、戻入を最小限にとどめることができるよう努めていきます。

1 5 公有財産貸付について

[所管 : 長寿・介護保険課]

A 改善要望事項

課は、公益社団法人川西市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に対し、普通財産である土地、建物（事務所）を貸し付けており、公有財産貸付契約を締結している。

センターの事務所は、元々ふれあいプラザ 1 階（火打 1 丁目 1-7）であったが、平成 14 年に市予防歯科センターを整備することに伴い旧事務所（火打 1 丁目 5-17）へ移転し、27 年 1 月に、中央北地区土地区画整理事業により、現在の火打 1 丁目 10-9 へ移転している。このような経緯により、建物使用料は、事務所移転前のふれあいプラザ 1 階当時の使用料 87 万円となるよう減額調整を行い、土地は、市行政財産使用料徴収条例第 5 条第 2 号「公共的団体又は公益団体がその事業の用に供するため使用するとき」に基づき無償貸し付けを行っている。

説明責任及び透明性の確保のためにも、建物使用料を従前の使用料に減額し、土地の無償貸し付けを行っていることについて、妥当性の検証を行う必要がある。

また、当該土地建物は、普通財産であるため、無償貸付等を行う場合は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づくべきところ、市行政財産使用料徴収条例に基づく内容で決裁がとられており、減免申請書の提出もなされていないため、適正な事務手続きを行われたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

公益社団法人川西市シルバー人材センターに対し、事務所として、火打 1 丁目 10 番 9 号の普通財産（土地・建物）の貸し付けを行っていますが、従前、指摘のとおり、普通財産であるにもかかわらず、市行政財産使用料徴収条例の内容で事務処理手続きが行われていたため、平成 30 年度より、土地については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条第 1 号の規定により、土地貸付料を無償とし、公有財産貸付契約を締結しています。

また、土地、建物の貸付料については、次のとおり設定しています。

土地及び建物の貸付料

土地貸付料

川西市行政財産使用料徴収条例第 2 条第 1 号の規定に準じ計算しますと、土地貸付料は、3,098,304 円（@135,000 円×573.76 m²×40/1000）となりますが、市としましても高齢者の生きがいや健康づくりを図っていく必要があり、市シルバー人材センターは、就業を通じた社会参加による生きがいや健康づくりを目指す公共的団体であり、また、市シルバー人材センターの財源の中心が事業収益のうちの事業事務費収益であり、残りを市補助金を財源に運営している実態から、土地は無償としています。

なお、土地の単価は、公共施設マネジメント課の資料によって算出しています。（教職員組合と同額。）

建物貸付料

川西市行政財産使用料徴収条例第 2 条第 2 号の規定に準じ計算すると、建物貸付料は、2,108,717 円（121,554,000 円×159.2 m²（全体面積 582.98 m²からワークプラザ相当部分 423.76 m²を除いた面積）/642.38 m²×70/1000）となりますが、中央北地区特定土地区画整理事業に伴い、27 年 1 月 19 日より火打 1 丁目 1 番 7 号から火打 1 丁目 10 番 9 号へ新たに移転したため、上記 土地貸付料と同様の考えで、事務所移転前と同等の貸付料 875,000 円としています。（14 年にふれあいプラザ 1 階に予防歯科センターを整備することに伴い、ふれあいプラザ 1 階から火打 1 丁目 1 番 7 号へ移転した件と同様の取り扱いです。）

なお、移転前にあった火打 1 丁目 1 番 7 号のワークプラザは、国の補助金を活用し、建設した経過があり、貸付料は無償とする取り扱いとなっていることから、当該貸付建物のうちワークプラザ相当部分については、無料としています。

1 6 ふれあい入浴事業補助金における実績確認について

〔所管：長寿・介護保険課〕

A 改善要望事項

「ふれあい入浴事業」は、高齢者の交流と生きがいづくりを目的とし、入浴施設のない老人福祉センターの補完事業として実施されているもので、在宅の 60 歳以上で、1 人で外出ができる高齢者を対象に、市内 2 箇所の公衆浴場において、入浴サービス（概ね週 1 回で営業時間前 2 時間）を実施している。

ふれあい入浴事業補助金は、事業の実施主体である川西浴場組合に対して、平成 29 年度は補助金 435 万円（概算払）を交付している〔28 年度実績（2 箇所計）では、補助額 465 万円、実施回数 52 回、延利用者数 10,515 人（1 回当たり 202 人）〕。

浴場では、入浴者の利用証（市発行）を確認し、補助金に係る実績報告において、実施日毎の利用者数が報告されている。当該補助金は、1 回当たりの平均入浴人数に応じた補助単価（4 段階）となっているため、前年度上半期の利用者数の報告を基に補助額を確定することになるが、現在の入浴時の方法では、利用者数の実績確認（明細確認）ができない状況であった。

前回（24 年度）の定期監査において、実績確認の方法について改善するよう指摘しており、新規申請において管理番号の付番を行うなど一部改善も見られたが、実績確認は改善されていなかったため、管理番号に基づいた利用者数の実績報告とするなど、適正な実績確認を行われたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

公衆浴場組合と協議を行い、平成 30 年 8 月より、利用者状況の明細を的確に把握するため、ふれあい入浴事業に係る利用者番号（管理番号の付番）を記載していただくこととし、利用者の皆様へ掲示し、実施したところです。

また、利用者番号の記載について利用者へ協力依頼のため、極楽湯及び新町温泉で店頭にて開始を待っている方々に対し、利用者番号記入の協力依頼を行ったところです。

しかし、極楽湯においては、10 名（29 年度平均利用者数 120 名）、新町温泉においては、27 名（29 年度平均利用者数 92 名）の方の利用者証に、利用者番号が記載されていないことが判明しました。

このため、極楽湯及び新町温泉については、本日分の記録については、番号なし何名と記載いただくようお願いし、利用者番号の記載のない利用者へは、番号を新たに入れた利用者証の再発行を行ったところですが、今後、状況を見ながら、効率的な実績確認方法について、再度検討していく必要があると考えられます。

17 介護保険料の滞納対策について（介護保険事業特別会計） [所管：長寿・介護保険課]

A 改善要望事項

介護保険料は、介護保険法第 129 条に基づく歳入であり、強制徴収公債権である。

平成 29 年 9 月 30 日時点の滞納額は 4,973 万円で、滞納者に対しては催告書を送付したり、窓口や電話での納付折衝を行っているが、財産の差押え等の実施には至っていない。

公平性の観点から、滞納者に対しては十分な納付折衝や財産の調査等を行った上で、滞納処分に向けて慎重に処理を進める必要があるとともに、部内で滞納処分等の専門知識の共有に努め、適正な債権管理のもと、より一層の滞納対策への強化を図られたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

現在は、納付折衝や滞納処分等の専門知識の共有に努めており、財産や預金の差押えの実施には至っていません。

また、平成 29 年度には未実施でしたが、30 年度 7 月に 1 人 3 件ではありますが訪問徴収を実施しました。さらに、休日納付相談においても 29 年度の収納が 12,280 円であるのに対して、30 年度は累計 2 回の実施で 17,910 円の滞納保険料を収納しています。

今後も引き続き滞納処分の知識共有を進めるとともに、窓口での折衝や催告書送付に加え、電話催告や訪問徴収に積極的に取り組むことで、滞納保険料の収納率向上を目指していきます。

1 8 配食サービス利用料未納金について（介護保険事業特別会計）〔所管：長寿・介護保険課〕

A 改善要望事項

配食サービス事業は、調理に支障のあるひとり暮らしの 65 歳以上の高齢者を対象に、平日の昼食（1 食あたり 500 円）を配達する事業である。（事業は、平成 29 年 3 月 31 日で終了）

配食サービス利用料未納金は、29 年 9 月 30 日時点で 46 万円の滞納があり、8 名の滞納者に対し、毎年、納付依頼文書を送付しているが、一部の滞納者を除き納付が進んでいない状況である。

滞納者に対し、電話や訪問により生活状況等を把握した上で納付折衝を行い、徴収業務の弁護士委託など、抜本的な滞納対策について検討されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

未納状況の改善のため、本人、親族の経済状況等を把握し、納付依頼を続けていきます。加えて、他課の徴収業務の取り組みを聞き、徴収方法について他の方法がないか検討していきます。

19 市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱について（介護保険事業特別会計）

〔所管：長寿・介護保険課〕

A 改善要望事項

市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱第 4 条で「市長は、高齢者の安否確認、生活相談等の支援を適切に行うため、次に掲げる事項を定めた高齢者住宅等安心確保計画を策定するものとする。（以下省略）」と、また、第 5 条第 1 項で「地域の関係機関の連絡体制を整備するため、高齢者住宅等安心確保連絡協議会を置く。」と規定されている。

しかし、高齢者住宅等安心確保計画について、平成 29 年度分が未策定、高齢者住宅等安心確保連絡協議会について、25 年度以降は設置されていなかった。

前回（24 年度）の定期監査においても指摘していたが、改善されていないため、課の重要課題と認識し、要綱との整合性を図るよう適正な事務処理に留意されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

高齢者住宅等安心確保計画、高齢者住宅等安心確保連絡協議会について、平成 29 年度は年度末に計画を策定、協議会を開催しました。

30 年度以降についても、計画の策定、協議会を開催し、前回（24 年度）の定期監査後の状況が生じないよう適正な事務処理を行っていきます。

20 委員報酬・報償費における金額の根拠について（一般会計・介護保険事業特別会計） [所管：長寿・介護保険課]

A 改善要望事項

下記の委員報酬及び報償費について、金額の根拠規定や決裁文書がない事例が見受けられた。この状況では、これらの金額が何を根拠に、どのように意思決定をされたのか検証することができず、説明責任及び透明性の確保のためにも、根拠の裏付けとなる書類を作成し、金額の妥当性等の検証を行い、決裁文書等により根拠を明確にされたい。

一般会計

- ・ 養護老人ホーム入所判定に伴う委員報償費

介護保険事業特別会計

- ・ 介護サービス調整員報償費
- ・ 認定審査会委員報酬
- ・ 介護保険運営協議会委員報酬
- ・ つながりノート連絡会講師、コーディネーター謝礼
- ・ 第2層協議体出席に伴う謝礼
- ・ 地域ケア会議報償費

B 改善措置状況（報告者記入欄）

委員報酬及び報償費についての算定根拠について、次のとおりですが、意思決定の根拠となる決裁文書が保存されていない状況であることから、再度、金額の妥当性等の検証を行った上で、順次意志決定手続きを行っていきます。

一般会計

- ・ 養護老人ホーム入所判定に伴う委員報償費

現状において、金額における根拠等が不明のため過去の経緯や他市の同内容事業等を参考のうえ金額の根拠を明確にします。

介護保険事業特別会計

- ・ 介護サービス調整員報償費

現状において、金額における根拠等が不明のため過去の経緯や他市の同内容事業等を参考のうえ要綱にて金額を明記するため事務を進めていきます。

- ・ 認定審査会委員報酬（委員長 日額 20,400 円、委員 日額 18,400 円）

介護保険法第 14 条の規定により委員であることから、「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」の「別表・その他法令の規定による委員」として予算の定めるところにより決定しています。予算額については、平成 12 年の制度開始により、医師会等と調整のうえ決定して以降、変更していません。

- ・ 介護保険運営協議会委員報酬（委員長 1 回 13,100 円、委員 1 回 11,100 円）

「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」の別表に、「国民健康保険運営協議会長」「同委員」の報酬額が記載されており、介護保険運営協議会も同等として、同額を報酬費としています。

- ・ つながりノート連絡会講師、コーディネーター謝礼
つながりノート連絡会の講師とコーディネーターは、いずれも医師になります。専門性のある立場で出席していただくことを考え、他事業等の謝礼等を勘案のうえ医師の1時間単価とし、11,000円と設定しています。また、この金額が妥当か検証するために、他市の同内容事業等を参考に検討していきます。
- ・ 第2層協議体出席に伴う謝礼
第2層協議体の出席者は市職員、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター（市及び社協職員が兼務）、地域代表、必要に応じて参集された他の地域代表等（特別ゲスト）です。主に地域ごとの情報共有や意見交換等を図る場として機能し、1回につき1時間程度を想定しています。このうち謝礼が発生するのは地域代表及び特別ゲストであり、いずれも有資格者ではないため、勘案した結果、1,000円と設定しました。今後、他市の同内容事業等を参考にしながら、この金額の妥当性を検証していきます。
- ・ 地域ケア会議謝礼金
地域ケア会議のメンバーとして、看護師、薬剤師、管理栄養士、介護支援専門員などの有資格者となっています。また、地域ケア会議が各有識者として専門性のある立場で出席していただくことを考え、他事業等の謝礼等を勘案のうえ医師の1時間単価の半額程度とし、5,000円と設定しました。今後、この金額が妥当か検証するために、他市の同内容事業等を参考に検討していきます。

監査の概要

送付日	平成30年 3月16日	整理番号	2903-2905
1 監査種別	定期監査（平成29年度）		
2 監査の対象期間	平成29年 4月 1日～平成29年 9月30日		
3 監査の実施期間	平成29年11月10日～平成30年 2月13日		
4 監査結果報告日	平成30年 3月16日		
5 改善通知受理日	平成30年 8月31日		
6 監査対象団体・部局	選挙管理委員会事務局		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 選挙における執行経費について

A 改善要望事項

国会議員の選挙に伴う執行経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に定める算定額（以下「基準額」という。）の範囲内で、選挙費委託金として国が負担することとされている。また、県知事選挙等についても、同法に準じて基準額の範囲内で兵庫県が負担している。

平成 29 年度に実施された兵庫県知事選挙においては、市が支出した執行経費が基準額を下回っており、全額、選挙費委託金として交付される予定となっている。

同じく衆議院議員選挙等では、選挙区の分割に伴い投票用紙読取計数機を増設したことなどにより、執行経費が基準額を約 1,000 万円上回っており、今後の交渉次第では、市の持ち出しとなることも考えられる。

また、ここ数年の国会議員選挙においても、28 年度実施の参議院議員選挙で 220 万円上回るなど、執行経費が基準額を上回る状況が続いており、執行経費の削減が求められる。今後の選挙事務の執行にあたっては、臨時職員の活用や開票時間の短縮など、選挙事務全般について見直しを図り、経費削減に向けた取り組みに努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

平成 29 年度に実施された兵庫県知事選挙では、市の執行経費が全額、兵庫県から選挙費委託金として交付されましたが、衆議院議員選挙では、投票用紙読取分類機を購入したことなどにより全額交付されず、一部は市の負担となっています。今後とも、市の執行経費が全額交付されるよう、国や県に要望していきます。

また、今年度を実施する市長選挙及び市議会議員選挙では、全額が市の負担となることから、経費の削減に取り組んでいます。

具体的には、応援職員の増員や事務分担を見直すことにより時間外勤務を削減し、また、契約事務を取りまとめて行うなどの契約事務の効率化を図るとともに、開票事務に臨時職員を活用するなど、全般的に事務の改善を図り経費の抑制に努めます。

2 職員の時間外勤務について

A 改善要望事項

選挙準備期間中における職員体制については、局の職員 5 名のほか、他部署からの応援職員 3 名及び臨時職員十数名で事務を行っている。また、期日前投票事務については、適宜、他部署から職員の応援を受けている。

平成 29 年度に実施された兵庫県知事選挙及び衆議院議員選挙における局職員の時間外勤務の状況を調査すると、選挙実施日前 1 か月は、いずれも月 100 時間を超えており、特に、急な解散となった衆議院議員選挙においては、月 200 時間以上の時間外勤務や 40 時間以上の深夜勤務（午後 10 時～午前 5 時）を行っている職員もあり、過重労働による職員の健康障害や事務処理誤り等のリスクが懸念される。

選挙事務は、一定期間内に大量の事務を処理する必要があることや、期日前投票への対応など、ある程度の時間外勤務が発生するのはやむを得ないと考えられるが、職員の健康管理の面からも、極力、長時間労働の縮減が求められており、さらなる IT 化の推進や外部委託の可能性の検討、応援職員の見直しなど、時間外勤務の削減に向けた取り組みに努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

選挙事務は、投票立会人等の選任、ポスター掲示板の設置等の様々な委託契約業務など、短時間で大量の事務を行う必要があり、また、期日前投票業務や当該業務終了後の名簿処理など、必然的に時間外勤務で業務を遂行することとなります。

しかしながら、深夜にわたる長時間勤務や土曜・日曜日を含めた連続勤務は職員の健康管理や事務処理誤りにも繋がりがねないため、平成 30 年 10 月 21 日執行の市長・市議会議員選挙において下記のとおり事務改善を行い、時間外勤務の縮減に努めます。

その後の選挙においても、事務改善の効果等を検証し、さらなる縮減に繋げていきます。

(1) 応援職員の増員

応援職員を 3 名から 4 名に増員し、準備事務の担当の割り振りを見直すとともに、期日前投票所の統括担当者に応援職員を割り当て、他の職員の負担を軽減します。

(2) 進行管理の徹底

基本的に、土曜・日曜日を含めない業務スケジュールを策定し、管理職が日々の各業務の進捗状況を把握し、日々のミーティング等を通じて職員間の情報共有を図り、スケジュール通りに業務が遂行できるよう進行管理を行います。

(3) 業務委託契約の見直し

ポスター掲示場、投票所、開票所等に係る業務委託契約について、各担当で前例に従って行っていたが、必要な契約をリストアップして一元化し、計画的に契約事務を行うことにより、業務の効率化を図ります。

(4) 物品発注の見直し

投票所・開票所等に係る物品の管理や発注は、各担当者が前例に従って行っていたが、在庫物品をあらかじめ確認し必要な物品をリストアップして効率的な発注を行います。

3 選挙手当の支給方法について

A 改善要望事項

投開票事務に従事した職員に支給する選挙手当の支給方法については、職員の希望により、口座振替のほか、現金による支給も行っており、現金で支給を受ける職員の割合が 23.6%（平成 29 年 7 月 2 日執行の兵庫県知事選挙）となっている。

支給事務は、局の職員が現金の金種分け、袋詰め、本人への支給、保管等の事務を行っており、事故の危険性も懸念される。

選挙手当は給与に該当するものであり、地方公務員法等の法令で現金支給が認められていることから、職員の希望により、現金での支給を続けているとのことであるが、職員には趣旨を説明したうえで積極的に口座振替への移行を促すなど、事務負担の軽減や事故防止の観点から、極力、現金支給は避けるよう検討されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

現金支給の選挙手当は、選挙管理委員会事務局職員が現金の袋詰めや支給事務を行っており、当該職員が受け取りに来るまでは金庫に保管しておりますが、事故の危険性も懸念されます。

次回の選挙においては、支給方法について希望を取る際に、極力、口座振替の方法とするよう職員に促し、現金支給割合の縮減に努めます。